

ほっと通信

162

ブリーダーからペットを購入するときに気を付けること

ブリーダーから直接購入したペットに関するトラブルが増加しています。

【事例】

- ホームページで好みの子犬を見つけてブリーダーに連絡を取り、訪問して子犬を確認後50万円で購入した。数日後、ワクチンを打つために動物病院に行くと、獣医師から「心臓病を患っている。長く生きられないだろう」と言われた。ブリーダーに連絡すると「返却すれば全額返金する」と言われたが、すでに愛着が湧いているため、返却ではなく治療費を払ってほしい。
- ブリーダー紹介サイトで見つけた猫が気に入り、見学を申し込んだところ、ブリーダーから「購入は見学順ではなく、予約金の支払い順」と言われ、慌てて予約金を支払った。翌日、家族の都合で飼えなくなり、キャンセルの連絡をすると「予約金は一切返金しない」と言われ、紹介サイトも対応してくれなかった。

アドバイス

- ブリーダーからペットを購入するときは、ブリーダーが第一種動物取扱業に登録しているか調べましょう。
- 飼育施設に出向き、衛生状況やペットの様子を直接確認しましょう。その上で、ペットの健康状態や飼い方などの重要事項、購入後のトラブルへの対応をきちんと事前に説明してくれるブリーダーを選びましょう。



- 予約や購入前に、規約やキャンセル時の対応を確認しておきましょう。購入者の都合によるキャンセルの場合、一方的に解約はできず、各ブリーダーの規約に従うことになります。
- 売買のトラブルには介入してくれない紹介サイトもあります。サイトの規約を確認してから利用しましょう。
- ペットは購入したら終わりではなく、飼い主はその命に責任を持たなくてはなりません。自分の生活環境や家族の理解など、よく検討してからペットを迎え入れましょう。
- 不安に思った場合や、事業者とトラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター (☎63-7272)・相談直通電話 (☎62-8019)